

身体障害者旅客運賃割引規程

昭和34年 9月 5日制定
平成元年 2月 1日改定
平成10年 6月10日改定
平成16年 4月 1日改定
平成22年 4月 1日改定

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、身体障害者が単独で乗車する場合または介護者とともに列車を利用する場合に適用する。

(身体障害者)

第 2 条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重い者をいう

ア 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者

イ 両耳の聴力が耳介に接近しなければ大声語を理解し得ない者

ウ 両上肢を中手指関節以上で又は両上肢をショパー関節以上で失った者

エ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者

オ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者

カ 心臓、肝臓、呼吸器又は小腸の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者

キ ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者

ク ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、家庭内又は社会での日常生活活動が著しく制限される者

キ アからクの障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度がアからクに準じる者

(2) 「第2種身体障害者」とは、(1)以外の者をいう。

(介護者)

第 3 条 身体障害者が第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者一人に対して一人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が身体障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 身体障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は普通乗車券、定期乗車券、カード乗車券とし、身体障害者または第 1 種身体障害者及び 1 2 才未満の第 2 種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。

ただし、身体障害者に対して通勤定期乗車券又は通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前 2 条の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(割引区間)

第 5 条 割引区間は各駅相互間とする。

(割引率)

第 6 条 身体障害者及び介護者に対する割引率は 5 割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(旅客運賃割引証等)

第 7 条 身体障害者が、介護者とともに乗車する場合は、介護付用の旅客運賃割引証又は身体障害者手帳を乗車券購求の際提出しなければならない。

2 旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。

第 号	
身体障害者旅客運賃割引証	
介 護 付 用	
乗車券類及び 等 級	
乗車区間	
身体障害者 住所氏名年令	
介 護 者 氏名、年令	
年 月 日発行	
発行者 ○ ○ 福祉事務所長 印	
(発行駅) (発行年月日) (乗車券番号)	

2 前項の旅客運賃割引証は、厚生省及び都道府県を経て市町村長又は福祉事務所長が身体障害者に交付する。

(介護者の同行)

第 8 条 介護付用旅客運賃割引証又は身体障害者手帳呈示によって購求した乗車券は身体障害者とその介護者とが同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(介護付用旅客運賃割引証又は身体障害者手帳呈示

により購求した乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車の変更)

第 9 条 介護付用旅客運賃割引証又は身体障害者手帳呈示により購求した乗車券の旅客運賃払い戻し並びに乗越、方向変更及び経路変更は、身体障害者に対する乗車券とその介護者がともに行う場合でなければ取扱をしない。

(身体障害者手帳の携帯)

第 10 条 身体障害者は、乗車券購求の際及び乗車中は身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱)

第 11 条 前各条の規定以外のその他の取扱については、旅客運送に関する一般の規程による。